

《令和 7 年度 児童発達支援事業 事業方針》

1. 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

(1) サービス利用開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。半年に1回、個別面談を行い子どもの成長や課題について共有する。

(2) 療育の様子を、療育終了後に迎える保護者に直接伝える。送迎を利用している保護者にも、直接伝える機会が確保できるよう働きかけていく。連絡ノートについては業務改善の一環として見直しを考えている。参観などを通じて、子どもの様子や関わりについて保護者に働きかける機会を設ける。

(3) 保護者支援として、個別面談や保護者サロン等の話しの場の提供を行い、安心して子育てが出来るように働きかける。

2. 関係機関との連携

(1) 並行通園先(幼稚園・保育所)・医療機関との連携強化及び理学療法・作業療法・言語療法の訓練の場により目的によって選定して職員が同席する。訪問や同席する機会が設けられない場合は、電話等による情報収集の機会を増やす。

(2) 関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標を立てる。支援内容の妥当性を定期的に確認する。

(3) 様々な状況(就学後も支援が必要と思われる子ども及び家庭など)により、関係機関と状況・情報を共有して必要に応じて相談機関につなげる。

3. 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

(1) 保護者や関係機関からのニーズを把握、見極めると共に迅速・適切に対応できるよう、職場内で共有し柔軟な対応を行う。

(2) 事例検討会や外部研修の受講、他事業所の見学など学びの場の機会を月1回確保し、職員の専門性の向上に努める。

(3) 各関係機関への支援協力体制の強化及び幅の広い職員体制の構築を目指す。

(4) 安全計画、感染症や災害時における事業運営の判断基準・対応基準に沿った行動が出来るよう平常時から備える。

4. 地域に根ざした事業所づくり

(1) 「つくし園だより」を保護者や関係機関、川辺地域に配布し事業所の取り組みを周知する。

(2) 散歩や課外活動によって住民交流を図る機会を持ち、川辺地域と身近な関係性の構築を目指す。支援が必要な子どもへの理解を働きかけていくと共に、子ども達が培うべき社会的ルールや立ち振る舞いを学ぶ機会を持つ。